

6 防災資機材

項目	ページ
6-1 災害対策本部に備蓄する資機材等の保有状況	213
6-2 消防用機械等の配備及び保有状況	214
6-3 水防倉庫等	215
6-4 防災倉庫・備蓄倉庫・分散備蓄倉庫に関する維持管理規程	219
6-5 車両関係等	245

6-1 災害対策本部に備蓄する資機材等の保有状況

品名	数量	品名	数量
市防災行政無線電話装置(基地局)	5局	ラジオ	2台
〃 (移動局車載用)	69局	国旗	2枚
〃 (〃 携帯用)	75局	市旗	1枚
県防災行政無線電話装置	1局	水防標旗	100枚
電話機及びFAX装置	11台	腕章	250枚
カラーテレビ	2台	管内防災計画図(10,000分の1)	1枚
複写機	2台	看板(災害対策本部・水防本部)	1枚
カメラ	2台	長机	17台
ハンドマイク	6個	折りたたみ椅子	42脚
双眼鏡	2台	九州電力直通電話	1台
サーチライト(単1. 6本入)	47個	NTT西日本直通電話	1台
懐中電灯(単1. 3本入)	47個	緊急情報ネットワーク端末	1台
防災気象情報端末	1台		

6-2 消防用機械等の配備及び保有状況

(1) 消防資機材

種別	品名	数量	種別	品名	数量	
消火資機材	ホース 50 ミリ	394	水難救助資機材	潜水用空気ボンベ	46	
	65 ミリ	765		救命ボート	35	
	泡ノズル	19		潜水器具	21	
	フォグガン	15		救命胴衣	340	
	特殊ノズル	42		水中投光器	10	
	可搬式排煙機	5		船外機	31	
	発動発電機	37		救命浮環	60	
	投光器	61		水中カメラ	1	
	泡消火薬剤	111		山林火災用資機材	ジェットシューター	74
	油処理剤	1086			鉋	85
	オイルフェンス (20m)	5	鎌		89	
	救助資機材	救命索発射銃	3		水幕ホース	21
		油圧式救助器具	6	救急資器材	患者監視装置	30
ガス溶断器		5	血圧計		30	
空気式救助マット		1	聴診器		26	
エアソー		5	血中酸素飽和度測定器		26	
緩降機		2	人工呼吸器		30	
三連はしご		30	手動式人工呼吸器		30	
マット型空気ジャッキ		5	電動式吸引器		26	
空気呼吸器		175	喉頭鏡セット		26	
削岩機		5	マギール鉗子		26	
放射線測定器		5	レスキューシート		26	
可搬式牽引機		8	自動式心臓マッサージ器		25	
空気ボンベ		556	半自動式除細動器		26	
赤外線カメラ		5	メインストレッチャー		30	
耐電衣		5	全脊柱固定器具 (バックボード)		26	
エンジンカッター		6	スクープストレッチャー		26	
			携帯電話		26	
ペダルカッター		5	オゾン発生器		26	
ハンマードリル		5	紫外線殺菌灯付ロッカー		23	
携帯警報器		98	テロ資機材		陽圧式化学防護服	45
チェーンソー		33			化学防護服	185
鉄線カッター		13		有毒ガス検知管	1	
バスケット担架		6		化学剤検知紙	1	
マンホール救助器具		5		携帯型化学検知機	1	
エアータント		5		除染シャワー	1	
				除染剤散布器	2	
				防毒マスク	114	

(2) コミュニティ防災資機材一覧表

配備先	配備資機材
消防署、消防出張所 22箇所 (益城西原署管内含む)	チェーンソー、大型バール、ガンヅメ、弁慶、掛矢、鋸、ワイヤーロープ、剣先スコップ、キャップライト、防塵マスク、防塵メガネ、ホース保護器、ホース、可搬式送水装置(各署及び河内出張所)
消防分団機械倉庫 81箇所	剣先スコップ、ホース保護器、軽量筒先、掛矢、大型バール、万能斧、ボルトクリッパー、防水シート、ホース

6-3 水防倉庫等

(1) 水防倉庫

① 設置箇所

区分	水防倉庫	給備する河川、海岸	面積(m ²)	位 置
中央区	菅原町水防倉庫	白川、坪井川	31	白山1丁目
東区	画図町 "	加勢川	33	画図町下無田
西区	松尾町 "	坪井川、松尾海岸、近津川	17	松尾町要江
	小島下町 "	白川、坪井川、小島海岸	33	小島下町
	小島上町 "	白川、坪井川	26	小島上町
	沖新町 "	小島海岸、除川	21	沖新町二番
	城山下代町 "	白川、坪井川	25	城山下代町
	中原町 "	白川	33	中原町
	土河原町 "	白川	36	土河原町
	畠口町 "	千間江湖川	8.15	畠口町
南区	川尻町 "	無田川、天明新川、加勢川	14	川尻町
	近見町 "	白川	33	近見町
	中無田町 "	加勢川、天明新川	31	中無田町
	美登里町 "	緑川、加勢川、天明新川	33	美登里町
	川口町 "	緑川、天明新川	33	川口町
	海路口町 "	緑川、有明海岸	32	海路口町
	富合第1水防倉庫	浜戸川・潤川		富合町
	富合第2水防倉庫	浜戸川・潤川		富合町
	城南町水防倉庫	緑川・浜戸川		城南町
北区	清水町 "	坪井川、万石川、兔谷川	33	清水亀井町
	植木町水防倉庫	合志川		植木町

② 水防倉庫備蓄資材

水防倉庫1棟当りに備蓄する資材・器具は次のとおり

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	2,000	手斧	丁	10
杭木 2 m	本	100	鋏鎌	丁	10
縄	巻	10	片手ハンマー	丁	10
鉄線(#14)	kg	20	ペンチ	丁	5
スコップ	丁	20	鋸	丁	5
唐鍬	丁	5	掛矢	丁	5
鶴ハシ	丁	10	バール	丁	1

富合町水防倉庫【合計】

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	800	スコップ	丁	10
杭木 2 m	本	60	掛矢	丁	7
シート	枚	9	鶴ハシ	丁	7

植木町水防倉庫

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	1,000	スコップ	丁	10
杭木	本	10	掛矢	丁	3
シート	枚	10	発電機	台	1
ハンマ	個	1	照明器	個	1

城南町水防倉庫【合計】

品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	7,000
杭木	本	1,400

③ 水防倉庫の管理

ア 水防倉庫の管理は、水防本部が統轄して、備蓄材の補充に当る。

イ 水防倉庫の責任者は、水防本部長が定める。

ウ 水防倉庫の責任者は、備蓄材の搬入、搬出について、その状況を速やかに水防本部へ報告する。

④ 重要水防資材の備蓄

資材・器具	数量・個数	保管場所
越止めスイノウ	16(基)	東区土木センター(8基) 西区土木センター(8基)

⑤ 熊本市防災備蓄倉庫（戸坂町）

倉庫A(水防関係)				倉庫A(防災関係) 建物面積A富120㎡				倉庫B(土石流関係) 建物面積Aニ200㎡				倉庫外部 (土砂置場)		
バリケード		個	30	発電機		台	5	発電機		台	5	山砂	m3	80
カラーコーン	赤/白 H700	個	30	照明器	ハロゲン式	台	5	照明器	ハロゲン式	台	5	砕石	m3	30
ブルーシート	3600×5400mm	枚	40	水中ポンプ		台	5	電動カッター		台	5			
ポリバケツ	15ℓ	個	10	延長コード	20mドラム	台	5	水中ポンプ		台	5			
ポリタンク	20ℓ	個	10	脚立	はしご兼用	脚	2	エアークンプレッサー		台	3			
簡易自立水槽		槽	2	テント	組み立て式	張	4	簡易自立水槽		槽	3			
水中長靴	ダボ	足	10	ブルーシート	3600×5400mm	枚	30	ボート		槽	5			
台車		台	1	トラロープ	φ12×200m	巻	5	延長コード	20mドラム	台	5			
巻尺	20m	個	5	ポリバケツ	15ℓ	個	10	脚立	はしご兼用	脚	2			
ほうき	竹柄・長柄	本	5	ポリタンク	20ℓ	個	10	バリケード		個	70			
ヘルメット		個	10	台車		台	1	カラーコーン	赤/白 H700	個	70			
土のう袋	W480×H620	枚	4500	ほうき	竹柄・長柄	本	5	ブルーシート	3600 ×5400m	枚	30			
懐中電灯	防水用	個	10	ヘルメット		個	10	トラロープ	φ12x200m	巻	5			
ポリ袋		枚	1000	土のう袋	W480XH620	枚	4500	水中長靴	ダボ	足	10			
軍手		足	500	万能オノ	手斧750g	丁	30	台車		台	2			
オノ	まき割り斧 1.7kg	丁	30	ナタ	ヒツナタ 450g	丁	20	ほうき	竹柄・長柄	本	10			
万能オノ	手斧750g	丁	10	ハンマー	大ハンマー 3.5kg	丁	10	土のう袋	W480XH620	枚	600			
ナタ	ヒツナタ 450g	丁	10	掛屋	135mm	丁	30	懐中電灯	防水用	個	10			
ハンマー	大ハンマー 3.5kg	丁	10	ノコギリ	両刃鋸	丁	25	レミファルト	30kg	袋	200			
掛屋	135mm	丁	10	剣先スコップ		丁	50	木杭	末口12cm Lニ2m	本	150			
ツルハシ	両ツル3.0kg	丁	25	大型パール	つる首	丁	30	軽量鋼矢板	2m(t=5 w=250)	枚	50			
ノコギリ	両刃鋸	丁	25	パール	φ25×1500	丁	30	軽量鋼矢板	3m(t=5 w=250)	枚	50			
大型パール	つる首	丁	10	クリツパー		丁	20	塩ビ管	VU200 L=2000	本	50			
パール	φ25x1500	丁	10	やかん		個	5	鋼杭	φ25mm X1.2m	本	200			
				湯飲茶碗		杯	20	鋼杭	φ32mm X1.2皿	本	200			
				灰皿	据付式	個	1	鉄線	なまし8番 線	kg	100			
				ごみ箱		個	1	鉄線	なまし10番 線	kg	100			
				卓上 ガスコンロ		台	5	オノ	まき割り斧 1.7kg	丁	20			
				ガスボンベ		本	15	万能オノ	手斧750g	丁	10			
				テーブル		台	4	ナタ	ヒツナタ 450g	丁	20			
				椅子	折りたたみ式	脚	10	ハンマー	大ハンマー 3.5kg	丁	30			
								掛屋	135mm	丁	10			
								ツルハシ	両ツル 3.0kg	丁	25			
								大型パール	つる首	丁	10			
								パール	φ25×1500	丁	10			

⑥ 小島河川防災センター備蓄倉庫

保管棚		物品名	数量	単位	形状	備考(場所等)
東側棚 (No. 1)	1	二連梯子	3	本		上段 棚横合計4本(No. 2に1本)
	2	大ハンマー	5	本	3.5kg	中段
	3	番線カッター	5	挺		中段
	4	スコップ	11	本	パイプ柄ショベル丸型	中段
	5	のこぎり	5	本	刃渡り27cm	中段
	6	中ハンマー	5	本	1.3kgパイプ柄	中段
	7	なた	10	本		中段
	8	金てこ	10	本	1200mm	下段
	9	バール	10	本	900mm	下段
	10	掛矢	5	本	135mm	下段
	11	万能おの	10	本		下段
	12	スコップ	9	本	パイプ柄ショベル丸型	下段 スコップ合計20本
中央棚 (No. 2)	1	二連梯子	1	本		上段 合計4本(No. 1に1本)
	2	投光器	8	台		中段
	3	懐中電灯	10	個		中段 乾電池装着なし
	4	発電機	4	台		中段
	5	カラーコーン	50	本	赤色	中段
	6	担架	2	台		中段
	7	バリケード	10	脚	付属品 ボード10枚	下段
	8	乾電池(単1)	120	個	1箱10個入り 12箱	下段
	9	バケツ	5	個		下段
	10	ガソリン缶タンク	2	缶	10ℓ燃料補充済	下段
	11	鉄線	1	巻	φ4mm 25kg	下段
	12	エンジンオイル	1	缶	ガソリン専用4ℓ	下段
	13	つるはし	10	本		下段
	14	三脚	8	脚		下段
	15	工具セット	2	箱		下段
	16	電動カッター	2	台	保護めがね付き	下段
西側棚 (No. 3)	1	オイルフェンス	5	セット		上段
	2	救命胴衣	80	着	赤色	中段
	3	救命胴衣	10	着	黄色	中段
	4	夜光チョッキ	5	着		下段
	5	救命浮き輪	5	個		下段
	6	揚水ホース	8	本	50A×20m1.3KE	下段
	7	水中ポンプ	8	台		下段
	8	コードリール	8	台		下段
	9	トランジスタメガホン	2	台		下段 乾電池装着なし
	10	乾電池(単3)	40	箱	1箱(40本入り)	下段 メガホン用
北側棚 (No. 4)	1	ビニールシート	19	枚	青色3.6mm×5.4mm	中段
	2	水槽	1	槽	ビニール製	中段
	3	ゴム長靴	5	足	サイズ25cm	中段
	4	軍手	36	対	3袋(1袋12対入り)	中段
	5	土のう	2400	枚	12梱包(1梱包200枚)	中段
	6	土のう	2400	枚	12梱包(1梱包200枚)	下段 軍手合計4800枚
	7	ポリタンク	10	個	12ℓ	下段
	8	標識ロープ	20	巻	4梱包(1梱包5巻)	下段
	9					
	10					
	11	台車	1	台		
	12	ゴムボート	2	艘	船外機付	

6-4 防災倉庫・備蓄倉庫・分散備蓄倉庫に関する維持管理規程

熊本市防災倉庫に関する維持管理規程

制定	平成20年	6月	1日	危機管理防災室長決裁
改正	平成22年	10月	1日	危機管理防災室長決裁
	平成24年	4月	1日	危機管理防災総室長決裁
	平成24年	9月	1日	危機管理防災総室長決裁
	令和2年	12月	17日	危機管理防災総室長決裁
	令和3年	6月	18日	危機管理防災総室長決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市が災害時の救助を実施するうえで必要な資機材、非常食糧及び生活物資（以下「物資等」という。）を保管するために設置した防災倉庫（以下「倉庫」という。）を災害時に的確に使用できるように、その維持管理等に関し、基本的な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 倉庫の設置場所は、別表1のとおりとする。

(防災倉庫管理運営会議)

第3条 倉庫及び物資等の管理に関する総合調整を行うため、防災倉庫管理運営会議（以下「会議」という。）を設置する。

- (1) 会議は、危機管理防災総室、健康福祉政策課、公園課、各区土木センター維持課、各区役所総務企画課・福祉課及び消防局警防課の職員をもって構成する。会議の出席者は、主査級の職にある者とする。ただし、代理も可とする。
- (2) 会議に座長を置き、座長には危機管理防災総室副室長の職にある者をもってこれに充てる。
- (3) 会議は、年1回確実に実施する。5月開催を基本とし、その他必要に応じて座長が招集する。
- (4) 会議の事務局は、倉庫及び物資等の管理について総括的な役割を担う危機管理防災総室に置く。

(財産の種類と管理)

第4条 この規程による財産及び管理は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。なお、修繕は所管課が行うこととし、大規模な改修又は廃止撤去等の重要な判断が必要な場合は、予算確保の調整も含め危機管理防災総室と所管課が協議し、決定する。

- (1) 建物 建物本体及び付随する施設、装置等は、市有財産として管理し、所管は、別表1に定めるとおりとする。ただし、電気料金の支払いは、土木総務課及び中央区まちづくりセンターで行う。
- (2) 資機材 資機材一覧及び所管は、別表2に掲げるとおりとする。
- (3) 非常食糧及び生活物資 非常食糧及び生活物資は、別表3に掲げるとおりとし、所管は健康福祉政策課とする。
- (4) 防災倉庫用発電機 災害時に倉庫の電力を確保するための発電機とし、所管は建物と同様とする。
- (5) 緊急時給水装置 災害時に給水活動を行うときに使用する装置とし、所管は建物と同様とする。
- (6) 消防用ポンプ 災害時に消火作業を行うときに使用する装置とし、所管は消防局とする。
- (7) 説明板 倉庫に付随する説明板（倉庫の説明、連絡先等を記載するものをいう。）の所管は建物

と同様とする。

- (8) 耐震性貯水槽 災害時の飲料水、生活用水及び消火用水利として利用するものとし、所管は建物と同様とする。この場合において、所管課が保守点検を適正に行う。上下水道局は、点検時の仕切弁操作に係る支援作業を実施する。また、点検に併せて水質検査等を実施し、検査結果を所管課へ通知する。

(棚卸し等)

第5条 物資等の棚卸しなどは、次のとおり行う。

- (1) 健康福祉政策課及び各区役所福祉課は、棚卸しを年1回、4月に行う震災対処実動訓練で実施する。
- (2) 不足する物資等については各所管課が責任を持って補充する。
- (3) 倉庫内の物資等の整理については、危機管理防災総室が配置図を作成、棚には表示ラベルを貼付し、利用しやすいように整理する。

(点検)

第6条 倉庫、付帯設備及び配備する機械の点検等については、次のとおり行う。なお、点検した結果について

は、次条に定める様式に記入のうえ、危機管理防災総室が指定するCネットポータル受取箱内に保存すること

で、関係課との情報共有を図るとともに、同室への報告とする。

- (1) 倉庫の建物本体及び付帯設備は、建物の所管課が6カ月に1回点検を実施する。この場合において、建物本体及び付帯設備に異状があった場合は、所管課が修繕する。
- (2) 消防用ポンプ機械は、消防局が月1回点検を実施する。この場合において、機械に異状があった場合は、消防局が修繕する。
- (3) 防災倉庫用発電機及び緊急時給水装置は、所管課が月1回点検を実施する。この場合において、機械に異状があった場合は、所管課が修繕する。
- (4) 避難所用発電機は、危機管理防災総室が月1回点検を実施する。この場合において、機械に異状があった場合は、危機管理防災総室が修繕する。

(管理記録等)

第7条 倉庫の維持管理を適正に行うため、次の各号に掲げる記録簿を当該各号に定めるところにより整備する。

- (1) 非常食糧及び生活物資受払簿（様式第1号） 非常食糧及び生活物資の受け払いを実施する場合は、事前に健康福祉政策課へ提出する。
- (2) 資機材使用簿（様式第2号） 所管課以外が資機材を使用する場合は、使用者が使用前及び使用後に所管課へ提出する。
- (3) 建物本体及び付帯設備点検報告表（様式第3号） 建物本体及び付帯設備の点検を実施した場合記入する。
- (4) 消防ポンプ一式点検報告表（様式第4号） 消防ポンプ等の点検を実施した場合記入する。
- (5) 緊急時給水装置一式点検報告表（様式第5号） 給水装置等の点検を実施した場合記入する。
- (6) 発電機等点検報告表（様式第6号） 発電機等の点検を実施した場合記入する。

(非常食糧の有効活用)

第8条 賞味期限が1年未満の非常食糧については、校区防災連絡会等の防災訓練や小中学校等の防災教育、その他の有効活用に努めるものとする。

(1) 非常食糧を活用しようとする者は、事前に健康福祉政策課に次に掲げる事項を届け出なければならない。

ア 利用する非常食糧

イ 利用数

ウ 利用予定日

エ 利用目的

(2) 賞味期限を超えた非常食糧の取扱いについては、会議において協議のうえ、決定するものとする。

(鍵の管理)

第9条 鍵の管理は、次のとおり行うこととし、目的外に利用することはできない旨を理解し鍵を保管する。

(1) マスターキーは、危機管理防災総室が保管する。

(2) 鍵は、消防局、各区土木センター維持課及び健康福祉政策課、各区役所福祉課が保管する。

(3) 危機管理防災総室において、地元自主防災クラブ会長及び地元自治会長へ鍵を預け管理する。

(4) 消防局において、地元消防分団長へ鍵を預け管理する。

(5) 消防局は、鍵を預けた場合、日付、氏名、住所及び連絡先を危機管理防災総室へ届ける。この場合において、鍵の預け先が変更になった場合は、次の責任者に前任者の鍵を引き継ぎ、危機管理防災総室へ届ける。

(地元説明等)

第10条 地元及び関係者に対する倉庫の使用に関する説明は、次のとおり行う。

(1) 倉庫に関しての遵守事項は、危機管理防災総室で作成する。

(2) 地元消防団への消防ポンプ操作手順又は倉庫利用についての指導は、消防局が行う。

(3) 校区防災連絡会や自主防災クラブへの倉庫利用についての指導は、危機管理防災総室及び各区総務企画課が行う。

(4) 市民からの倉庫に関する問い合わせは、危機管理防災総室にて受け、必要に応じて、関係課に指示する。

(訓練等)

第11条 倉庫を使用する訓練については、次のとおり実施する。

(1) 各課で計画する訓練等で、倉庫又は資機材を利用する場合は、危機管理防災総室へ事前の協議を行う。

(2) 本規程関係課以外で倉庫又は物資等を利用する訓練等を行う場合は、窓口は危機管理防災総室とし、必要に応じて各課は協力する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、倉庫及び物資等の管理に必要な事項は、会議で協議の上、決定する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月18日から施行する。

別表1（第2条関係）

防災倉庫

番号	名 称	所 在 地	所 管	耐震性貯水槽 の有無
1	渡鹿公園	中央区渡鹿1丁目 15-1	中央区土木センター 維持課	有（100トン）
2	秋津中央公園	東区東野2丁目26-1	消防局	有（100トン）
3	八王寺中央公園	中央区八王寺1075	中央区土木センター 維持課	有（100トン）
4	蓮台寺公園	西区蓮台寺4丁目14	西区土木センター 維持課	有（100トン）
5	白川公園	中央区草葉町5-1	消防局	有（100トン）
6	錦ヶ丘公園	東区錦ヶ丘8-1	東区土木センター 維持課	有（100トン）
7	池上中央公園	西区池上町484	西区土木センター 維持課	有（60トン）
8	楠中央公園	北区楠3丁目10-1	消防局	有（100トン）
9	平成中央公園	南区馬渡1丁目63	南区土木センター 維持課	有（100トン）
10	山ノ内中央公園	東区山ノ内3丁目1	東区土木センター 維持課	無

別表2 (第4条関係)

防災倉庫資機材一覧

1	渡鹿公園	【危機管理防災総室管理】	
		テント(2間×3間)	5 張
2	秋津中央公園	自転車	3 台
		担架	3 本
3	八王寺中央公園	トラロープ	3 巻
		ヘルメット	15 個
4	蓮台寺公園	バケツ	10 個
		金てこ	10 本
5	白川公園	ノコ	5 本
		スコップ	10 本
6	錦ヶ丘公園	ナタ	5 本
		ハンマー	5 本
7	池上中央公園	土のう袋	1,000 袋
		避難所用発電機	1 台
8	楠中央公園	投光機	4 台
		三脚・コード	2 台
9	平成中央公園	やかん	5 個
		卓上ガスコンロ	5 個
10	山ノ内中央公園	同上・ボンベ	15 本
		トイレハウス	3 台
11	山ノ内中央公園	ポータブルトイレ	6 台
		同上・薬剤	3 箱
12	山ノ内中央公園	折りたたみ椅子	10 脚
		長机	3 台
13	山ノ内中央公園	燃料缶	3 個
		キャビネット	2 台
14	山ノ内中央公園	脚立	2 個
		延長コード	2 本
15	山ノ内中央公園	カッター	2 本
		ブルーシート	20 枚
16	山ノ内中央公園	メガホン	3 個
		ライト	3 個
17	山ノ内中央公園	リヤカー	3 台
		ボール	10 本
18	山ノ内中央公園	【建物所管課管理】	
		防災倉庫用発電機・緊急時給水装置	1 式
19	山ノ内中央公園	【消防局管理】	
		消防用ポンプ	1 式

別表3（第4条関係）

各防災倉庫共通

非常食糧及び生活物資（健康福祉政策課管理）

○非常食糧			
品目	更新期限	箱数	数量
アルファ米（アレルギー対応・個食） 1箱 50食	4年	30箱	1500食
アルファ米（アレルギー対応・炊き出し） 1箱 50食	4年	30箱	1500食
アルファ米（おかゆ） 1箱 50食	4年	4箱	200食
長期保存パン 1箱 24食	4年	72箱	1,728食
粉ミルク 1箱 5食	1年	16箱	80食
愛のミルクセット	4年	-	40セット
飲料水（2L） 1箱 12ℓ	4年	288箱	3,456ℓ
飲料水（500ml） 1箱 12ℓ	4年	48箱	576ℓ

※ 非常食糧については、4年周期でのローリングストックを行う。

○生活物資			
品目	更新期限	箱数	数量
レスキューシート	-	-	800枚
毛布（真空パック）	-	30箱	300枚
生理用品 1箱（10パック）※ 昼用：28枚・夜用：15枚/パック	-	2箱	860枚
子供用紙おむつ（新生児用） 1箱 90枚×2パック	-	1箱	180枚
子供用紙おむつ（Sサイズ） 1箱 62枚×2パック	-	1箱	124枚
子供用紙おむつ（Mサイズ） 1箱 58枚×3パック	-	1箱	174枚
子供用紙おむつ（Lサイズ） 1箱 42枚×3パック	-	1箱	126枚
大人用紙おむつ（Sサイズ） 1箱 34枚×2パック	-	1箱	68枚
大人用紙おむつ（Mサイズ） 1箱 15枚×4パック	-	1箱	60枚
大人用紙おむつ（Lサイズ） 1箱 13枚×4パック	-	1箱	52枚
尿とりパッドレギュラー（男女共用） 1箱 32枚×6パック	-	1箱	192枚
尿とりパッドスーパー（男女共用） 1箱 32枚×6パック	-	1箱	192枚
パワフル尿とりパッドワイド 1箱 30枚×6パック	-	1箱	180枚
パワフル尿とりパッドワイドロング 1箱 30枚×6パック	-	1箱	180枚
パワフル尿とりパッドワイド夜用 1箱 30枚×4パック	-	1箱	120枚
パワフル尿とりパッドワイドスーパービッグ 1箱 26枚×2パック	-	1箱	52枚
パワフル2Wayパンツ（Mサイズ） 1箱 14枚×4パック	-	1箱	56枚
パワフル2Wayパンツ（Lサイズ） 1箱 12枚×4パック	-	1箱	48枚
タオル	-	-	100枚
ゴミ袋	-	-	300枚
肌着セット（男）	-	-	100着
肌着セット（女）	-	-	100着
ローソク	-	-	100本
釜戸セット	-	-	1セット
飯重缶	-	-	1缶
両手鍋	-	-	1個

様式第1号 (第7条関係)
 防災倉庫
 非常食糧及び生活物資受払簿

日付	品目	賞味期限	数量	受入数	払出数	在庫数	使用者等	使用目的等
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	

様式第2号 (第7条関係)

防災倉庫
資機材使用簿

日付	品目	数量	使用者		使用目的	返却予定日	返却日
年月日			課			年月日	年月日

様式第3号（第7条関係）
 防災倉庫
 建物本体及び付帯設備点検報告表

点検日							
点検者							
No.	設備名称						
1	建物外観						
2	放送設備						
3	屋外照明						
4	屋内照明						
5	換気装置						
異常の有無							
不備事項							

様式第4号（第7条関係）

防災倉庫

消防ポンプ一式点検報告表

点検日						
点検者						
No.	品名	数量				
1	吸水管（75mm×6m（スロッター付））	1本				
2	吸管ストレナー（75mm）	1個				
3	籐籠（75mm）	1個				
4	吸管枕木（止めバンド付）	1個				
5	吸管バンド	1組				
6	吸管ロープ（控え綱）クレモナ （φ9mm×10m）	1本				
7	消火栓金具（75mm×65mm）	1個				
8	消火栓開閉金具（熊本市型（スピンドルバルブキー）1.3m）	1本				
9	軽量管鎗（ハンドル付（65mm））	1本				
10	噴霧ノズル（NMⅡ型）	1個				
11	熊本ネジ式単口スタンドパイプ （1m（吐水口75mm消防ネジメス・スロッター付・首振））	1本				
12	消火用ホース（65mm×20m（16K圧））	5本				
13	充電器（12V・8A（オートストップ機能付））	1個				
14	照明灯（三脚付）（本機付属品）	1式				
15	ポンプ用工具（本機付属品）	1式				
16	マンホール蓋開閉用パール（28型）	1本				
17	手がき	1本				
18	台車（小型動力ポンプ用）	1台				
19	ポンプ用バッテリー	1個				
20	燃料	—				
21	ポンプ本体	1台				
異常の有無						
不備内容						

様式第5号 (第7条関係)

防災倉庫

緊急時給水装置一式点検報告表

点検日		点検者							
No.	品名	数量							
1	動力ポンプ本体	1台							
2	手動ポンプ	1台							
3	給水用ホース	1式							
4	マンホール開閉用バール (十字型)	1本							
5	蛇口スタンド	3台							
6	燃料	—							
異常の有無									
不備内容									

様式第6号 (第7条関係)

防災倉庫
発電機等点検報告表

点検日									
点検者									
No.	品名	数量							
1	防災倉庫用発電機 (大型)	1台							
①	バッテリー	1台							
②	充電器	1台							
③	燃料	-							
異常の有無									
不備内容									
2	避難所用発電機 (小型)	1台							
①	バッテリー	1台							
②	充電器	1台							
③	燃料	-							
異常の有無									
不備内容									

熊本市備蓄倉庫に関する維持管理規程

制定	平成20年11月	1日危機管理防災室長決裁
改正	平成22年10月	1日危機管理防災室長決裁
	平成24年	4月1日危機管理防災総室長決裁
	平成24年	9月1日危機管理防災総室長決裁
	平成25年	8月21日危機管理防災総室長決裁
	令和2年	12月17日危機管理防災総室長決裁
	令和3年	6月18日危機管理防災総室長決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市が災害時の救助を実施するうえで必要な非常食糧、生活物資及び資機材(以下「物資等」という。)を保管するために設置した備蓄倉庫(以下「倉庫」という。)を災害時に的確に使用できるように、その維持管理等に関し、基本的な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 倉庫の設置場所は、別表1のとおりとする。

(備蓄倉庫管理運営会議)

第3条 倉庫及び物資等の管理に関する総合調整を行うため、備蓄倉庫管理運営会議(以下「会議」という。)を設置する。

- (1) 会議は、危機管理防災総室、健康福祉政策課、各区役所総務企画課及び倉庫が設置されているまちづくりセンターの職員をもって構成する。会議の出席者は、主査級の職にある者とする。ただし、代理も可とする。
- (2) 会議に座長を置き、座長には危機管理防災総室副室長の職にある者をもってこれに充てる。
- (3) 会議は、年1回確実に実施する。5月開催を基本とし、その他必要に応じて座長が招集する。
- (4) 会議の事務局は、倉庫及び物資等の管理について総括的な役割を担う危機管理防災総室に置く。

(財産の種類と管理)

第4条 この規程による財産及び管理は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 倉庫本体 健康福祉政策課で管理する。
- (2) 物資等 物資等は、別表2に定めるとおりとし、非常食糧及び生活物資については健康福祉政策課、資機材については危機管理防災総室で管理する。

(棚卸し等)

第5条 物資等の棚卸しなどは、次のとおり行う。

- (1) 避難所担当職員及び倉庫が設置されているまちづくりセンターは、棚卸しを年1回、4月に行う震災対処実動訓練で実施する。
- (2) 不足する物資等については、危機管理防災総室及び健康福祉政策課が速やかに補充する。
- (3) 倉庫内の物資等の整理については、健康福祉政策課が配置図を作成し、利用しやすいように整理する。

(管理記録等)

第6条 倉庫の維持管理を適正に行うため、次の各号に掲げる記録簿を当該各号に定めるところにより整理する。

(1) 非常食糧及び生活物資受払簿（様式第1号） 非常食糧及び生活物資の受け払いを実施する場合は、事前に健康福祉政策課へ提出する。

(2) 資機材使用簿（様式第2号） 資機材を使用する場合は、使用者が使用前及び使用後に危機管理防災総室へ提出する。

（非常食糧の有効活用）

第7条 賞味期限が1年未満の非常食糧については、校区防災連絡会等の防災訓練や小中学校等の防災教育、その他の有効活用に努めるものとする。

(1) 非常食糧を活用しようとする者は、事前に健康福祉政策課に次に掲げる事項を届け出なければならない。

ア 利用する非常食糧

イ 利用数

ウ 利用予定日

エ 利用目的

(2) 賞味期限を超えた非常食糧の取扱いについては、会議において協議のうえ、決定するものとする。

（鍵の管理）

第8条 鍵の管理は、次のとおり行うこととし、目的外に利用することはできない旨を理解し鍵を保管する。

(1) マスターキーは、健康福祉政策課が保管する。

(2) 健康福祉政策課は、倉庫が設置されているまちづくりセンターに鍵を渡す。

(3) スペアキーは、危機管理防災総室が保管する。

（市民説明）

第9条 市民からの倉庫に関する問い合わせは、危機管理防災総室にて受け、必要に応じて、関係課に指示する。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、倉庫及び物資等の管理に必要な事項は会議で協議の上、決定する。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月18日から施行する。

別表1 (第2条関係)

備蓄倉庫

番号	施設名	住所
1	南区役所	南区富合町清藤405-3
2	北区役所	北区植木町岩野238-1
3	東区役所託麻まちづくりセンター	東区長嶺東7丁目11-15
4	西区役所河内まちづくりセンター (河内交流室・河内公民館)	西区河内町船津791
5	西区役所花園まちづくりセンター	西区花園5丁目8-3
6	西区役所河内まちづくりセンター 芳野分室	西区河内町野出1410
7	南区役所飽田まちづくりセンター	南区会富町1333-1
8	南区役所天明まちづくりセンター	南区奥古閑町2035
9	南区役所城南まちづくりセンター	南区城南町1050
10	南区役所幸田まちづくりセンター	南区幸田2丁目4-1
11	南区役所南部まちづくりセンター	南区南高江6丁目7-35
12	北区役所北部まちづくりセンター	北区鹿子木町66
13	北区役所清水まちづくりセンター	北区清水亀井町14-7
14	北区役所龍田まちづくりセンター	北区龍田弓削1丁目1-10

別表2（第4条関係）

各備蓄倉庫共通 物資等（非常食糧及び生活物資：健康福祉政策課 資機材：危機管理防災総室）

○非常食糧			
品目	更新期限	箱数	数量
アルファ米（アレルギー対応・個食） 1箱 50食	4年	30箱	1500食
アルファ米（アレルギー対応・炊き出し） 1箱 50食	4年	30箱	1500食
アルファ米（おかゆ） 1箱 50食	4年	8箱	400食
長期保存パン 1箱 24食	4年	64箱	1,536食
粉ミルク 1箱 5食	1年	16箱	80食
飲料水（2L） 1箱 12ℓ	4年	288箱	3,456ℓ
飲料水（500ml） 1箱 12ℓ	4年	48箱	576ℓ

※ 非常食糧については、4年周期でのローリングストックを行う。

○生活物資			
品目	更新期限	箱数	数量
レスキューシート	-	-	800枚
生理用品 1箱（10パック）※ 昼用：28枚・夜用：15枚/パック		3箱	1,290枚
子供用紙おむつ（新生児用） 1箱 90枚×2パック	-	1箱	180枚
子供用紙おむつ（Sサイズ） 1箱 62枚×2パック	-	1箱	124枚
子供用紙おむつ（Mサイズ） 1箱 58枚×3パック	-	1箱	174枚
子供用紙おむつ（Lサイズ） 1箱 42枚×3パック	-	1箱	129枚
大人用紙おむつ（Sサイズ） 1箱 34枚×2パック	-	1箱	64枚
大人用紙おむつ（Mサイズ） 1箱 15枚×4パック	-	1箱	60枚
大人用紙おむつ（Lサイズ） 1箱 13枚×4パック	-	1箱	52枚
尿とりパッドレギュラー（男女共用） 1箱 32枚×6パック	-	1箱	192枚
尿とりパッドスーパー（男女共用） 1箱 32枚×6パック	-	1箱	192枚
パワフル尿とりパッドワイド 1箱 30枚×6パック	-	1箱	180枚
パワフル尿とりパッドワイドロング 1箱 30枚×6パック	-	1箱	180枚
パワフル尿とりパッドワイド夜用 1箱 30枚×4パック	-	1箱	120枚
パワフル尿とりパッドワイドスーパービッグ 1箱 26枚×2パック	-	1箱	52枚
パワフル2Wayパンツ（Mサイズ） 1箱 14枚×4パック	-	1箱	56枚
パワフル2Wayパンツ（Lサイズ） 1箱 12枚×4パック	-	1箱	48枚

○資機材			
品目	更新期限	箱数	数量
災害救急箱	-	-	1箱
メガホン	-	-	1個

様式第1号(第6条関係)
 備蓄倉庫
 非常食・糧及び生活物資受払簿

日付	品目	賞味期限	数量	受入数	払出数	在庫数	使用者等	使用目的等
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	

様式第2号 (第6条関係)

備蓄倉庫
資機材使用簿

日付	品目	数量	使用者	使用目的	返却予定日	返却日
年 月 日			課		年 月 日	年 月 日

熊本市分散備蓄倉庫に関する維持管理規程

制定 令和2年12月17日危機管理防災総室長決裁

改正 令和3年 6月18日危機管理防災総室長決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、災害時に避難所の運営を実施するうえで 必要な非常食糧、生活物資及び資機材（以下「物資等」という。）を保管するために設置した分散備蓄倉庫（以下「倉庫」という。）を災害時に的確に使用できるように、その維持管理等に関し、基本的な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 倉庫の設置場所は、別表1のとおりとする。

(分散備蓄倉庫管理運営会議)

第3条 倉庫及び物資等の管理に関する総合調整を行うため、分散備蓄倉庫管理運営会議（以下「会議」という。）を設置する。

(1) 会議は、危機管理防災総室、健康福祉政策課、各区役所総務企画課、教育政策課及び下水道維持課並びに給排水設備課の職員をもって構成する。会議の出席者は、主査級の職にある者とする。ただし、代理も可とする。

(2) 会議に座長を置き、座長には危機管理防災総室副室長の職にある者をもってこれに充てる。

(3) 会議は、年1回確実に実施する。5月開催を基本とし、その他必要に応じて座長が招集する。

(4) 会議の事務局は、倉庫及び物資等の管理について総括的な役割を担う危機管理防災総室に置く。

(財産の種類と管理)

第4条 この規程による財産及び管理は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

(1) 倉庫本体 危機管理防災総室で管理する。

(2) 物資等 物資等の品目は別表2に定めるところとし、非常食糧及び生活物資については健康福祉政策課、資機材については危機管理防災総室、下水道維持課及び給排水設備課で管理する。

(棚卸し等)

第5条 物資等の棚卸しなどは次のとおり行い、利用しやすいように整理する。

(1) 避難所担当職員は、棚卸しを年1回、4月に行う震災対処実動訓練で実施する。

(2) 不足する物資等については、危機管理防災総室及び健康福祉政策課が補充する。

(管理記録等)

第6条 倉庫等の維持管理を適正に行うため、次の各号に掲げる記録簿を当該各号に定めるところにより整備する。

(1) 非常食糧及び生活物資受払簿（様式第1号） 非常食糧及び生活物資の受け払いを実施する場合は、事前に健康福祉政策課へ提出する。

(2) 資機材使用簿（様式第2号） 資機材を使用する場合は、使用者が使用前及び使用後に危機管理防災総室へ提出する。

(非常食糧の有効活用)

第7条 賞味期限が1年未満の非常食糧については、校区防災連絡会等の防災訓練や小中学校等の防災教育、その他の有効活用に努めるものとする。

(1) 非常食糧を活用しようとする者は、事前に健康福祉政策課に次に掲げる事項を届け出なければ

ならない。

- ア 利用する非常食糧
- イ 利用数
- ウ 利用予定日
- エ 利用目的

- (2) 賞味期限を超えた非常食糧の取扱いについては、会議において協議のうえ、決定するものとする。

(鍵の管理)

第8条 鍵の管理については、次のとおり行うこととし、目的外に利用することはできない旨を理解し保管する。

- (1) 危機管理防災総室で倉庫の鍵を保管する。
- (2) 危機管理防災総室は、倉庫を設置している小中学校等に鍵を渡す。
- (3) 避難所における倉庫の鍵は、発災時、倉庫内の物資等を速やかに利用できるよう、キーボックスによる保管を基本とする。

(市民説明)

第9条 市民からの倉庫に関する問い合わせは、危機管理防災総室にて受け、必要に応じて、関係課に指示する。

(訓練等)

第10条 倉庫を使用する訓練については、次のとおり実施する。

- (1) 各課等で計画する訓練等で、倉庫又は資機材を利用する場合は、危機管理防災総室へ事前の協議を行う。
- (2) 本規程関係課以外で倉庫又は物資等を利用する訓練等を行う場合は、窓口は危機管理防災総室とし、必要に応じて各課協力する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、倉庫及び物資等の管理に必要な事項は、会議で協議の上、決定する。

附 則

この規程は、令和2年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月18日から施行する。

別表1 (第2条関係)

分散備蓄倉庫

区	小学校区	配置場所	区	小学校区	配置場所
中央区	出水	出水小学校	東区	秋津	秋津小学校
	出水南	出水南小学校			東野中学校
		出水中学校			秋津まちづくりセンター
		出水南中学校		泉ヶ丘	泉ヶ丘小学校
		湧心館高校			画図
	一新	一新小学校		環境総合センター	
		西山中学校		尾ノ上	尾ノ上小学校
	大江	大江小学校			錦ヶ丘中学校
		白川中学校			東部公民館
		大江交流室・公民館		健軍	健軍小学校
	帯山	帯山小学校			湖東中学校
		帯山西		帯山西小学校	健軍東
	帯山中学校			東町中学校	
	黒髪	黒髪小学校		東区役所	
		桜山中学校		桜木	桜木小学校
		竜南中学校			桜木東
		市立必由館高校		桜木中学校	
		サンライフ熊本 ※1		託麻北	託麻北小学校
		熊本大学黒髪運動場・黒髪体育館			東部中学校
	済々黌高校	託麻スポーツセンター			
	慶徳	慶徳小学校		託麻西	託麻西小学校
	向山	向山小学校		託麻東	託麻東小学校
		江南中学校			二岡中学校
	壺川	壺川小学校		託麻南	託麻南小学校
		京陵中学校			月出
	五福	五福小学校		熊本県立大学	
		五福交流室・公民館 ※1		長嶺	長嶺小学校
	城東	城東小学校			長嶺中学校
		藤園中学校		西原	西原小学校
		中央区役所			西原中学校
	白川	白川小学校		東町	東町小学校
	砂取	砂取小学校			第二高校
		熊本市総合体育館・青年会館 ※1		山ノ内	山ノ内小学校
		水前寺競技場 ※1			東稜高校
		熊本商業高校 ※1		若葉	若葉小学校
		熊本工業高校			健軍文化ホール
	碩台	碩台小学校		池田	池田小学校
		中央公民館 ※1			井芹中学校
	託麻原	託麻原小学校		池上	池上小学校
	白山	白山小学校			三和中学校
	春竹	春竹小学校		小島	小島小学校
江原中学校		城西中学校			
本荘	本荘小学校	西部公民館			
		西部交流センター			
		西区	池田	池田小学校	
				井芹中学校	
		池上	池上小学校		
			三和中学校		
		小島	小島小学校		
			城西中学校		
			西部公民館		
			西部交流センター		

区	小学校区	配置場所	区	小学校区	配置場所
西区	春日	春日小学校	南区	御幸	御幸小学校
		くまもと森都心プラザ ※1		力合	力合小学校
	河内	河内小学校			力合中学校
		河内中学校		力合西	力合西小学校
		旧河内小学校白浜分校			南部総合スポーツセンター
	城山	城山小学校			アクアドームくまもと
		熊本西高校		富合	富合小学校
		西部環境工場			富合中学校
	城西	城西小学校			雁回館
		市立千原台高校		アスパル富合（富合公民館）	
	白坪	白坪小学校	豊田	豊田小学校	
		花陵中学校	北区	麻生田	麻生田小学校
	高橋	高橋小学校		植木	植木小学校
	中島	中島小学校			五霊中学校
	花園	花園小学校		川上	川上小学校
	古町	古町小学校			北部中学校
	旧松尾北	旧松尾北小学校		楠	楠小学校
	旧松尾西	旧松尾西小学校		桜井	桜井小学校
	旧松尾東	旧松尾東小学校			鹿南中学校
	芳野	芳野小学校		山東	山東小学校
芳野中学校		植木文化センター			
飽田東	飽田東小学校	植木中央公園運動施設 ※1			
	飽田中学校	清水	清水小学校		
飽田西	飽田西小学校		清水スポーツセンター		
飽田南	飽田南小学校	城北	城北小学校		
奥古閑	奥古閑小学校		清水中学校		
	天明中学校	田底	田底小学校		
	天明体育館		田原	田原小学校	
川口	川口小学校	高平台		高平台小学校	
川尻	川尻小学校	龍田	龍田小学校		
	城南中学校		龍田中学校		
	熊本農業高校		龍田体育館 ※2		
隈庄	隈庄小学校		武蔵塚武道場 ※2		
	下益城城南中学校	龍田西	龍田西小学校		
	城南総合スポーツセンター		西里	西里小学校	
	火の君文化センター	熊本市食品交流会館			
	城南老人福祉センター ※2	楡木	楡木小学校		
城南	楠中学校				
杉上	杉上小学校	菱形	菱形小学校		
銭塘	銭塘小学校	北部東	北部東小学校		
田迎	田迎小学校		勤労青少年ホーム		
	託麻中学校	武蔵	武蔵小学校		
田迎西	田迎西小学校		武蔵中学校		
田迎南	田迎南小学校	山本	山本小学校		
	浜線健康パーク		吉松	吉松小学校	
中緑	中緑小学校	植木北中学校			
日吉	日吉小学校	弓削	弓削小学校		
日吉東	日吉東小学校				
	日吉中学校				

※1は、分散備蓄倉庫本体は設置せず、建物内の倉庫等で保管している。
 ※2は、分散備蓄倉庫本体は設置せず、最寄りの備蓄倉庫で保管している。

別表2 (第4条関係)

各分散備蓄倉庫共通

物資等一覧表

非常食糧及び生活物資			
品目	更新期限	箱数	数量
アルファ米 (アレルギー対応・個食) 1箱50食	4年	4箱	200食
アルファ米 (おかゆ) 1箱50食	4年	4箱	200食
長期保存パン 1箱24食	4年	8箱	192食
粉ミルク 1箱5食	1年	4箱	20食
飲料水 (2L) 1箱120	4年	48箱	5760
飲料水 (500ml) 1箱120	4年	12箱	1440
レスキューシート	-	-	200枚

資機材	数量
トランジスタメガホン	2個
投光機	2個
コードリール	2個
ガスボンベ	10本
卓上ガスコンロ	2台
鍋	1個
やかん	1個
乾電池 (単1・単2・単3)	各10個
懐中電灯	1個
担架	1台
災害用救急箱	1箱
メガホン (大)	1個
発電機	1機
折畳式リヤカー	1台

様式第1号(第6条関係)
分散備蓄倉庫
非常食糧及び生活物資受払簿

日付	品目	賞味期限	数量	受入数	払出数	在庫数	使用者等	使用目的等
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	
年 月 日							課	

様式第2号 (第6条関係)

分散備蓄倉庫
資機材使用簿

日付	品目	数量	使用者	使用目的	返却予定日	返却日
年 月 日			課		年 月 日	年 月 日

6-5 車両関係等

(1) 自動車

H27.4.1現在

種 類	台 数	うち集中管理車
バ ス	3	
普 通 乗 用 車	24	5
小 型 乗 用 車	71	16
軽 乗 用 車	125	26
普 通 貨 物 車	37	
小 型 貨 物 車	94	4
軽 貨 物 車	157	18
塵 芥 車	83	
特 殊 自 動 車	13	
そ の 他 特 種 車 両	356	
合 計	963	69

(2) 二輪車

種 別	台 数	内 訳
原 動 機 付 自 転 車	87	中央区役所9 その他出先78

(3) 舟艇

種 別	台 数	内 訳
軽 金 属 製 折 畳 ボ ー ト	24	消防局24
プ ラ ス チ ッ ク 製 ボ ー ト	6	消防局6
ゴ ム ボ ー ト	7	7台 (消防局)
ラ フ テ ィ ン グ ボ ー ド	1	消防局1
F R P 製 小 型 ボ ー ト	1	消防局1
合 計	39	39台

(4) 消防車両等

令和3年(2021年)4月1日現在

		車 両 (台)																	合 計				
		ボ ン ブ 車	タ ン ク 車	梯 子 車	救 助 工 作 車	特 別 高 度 工 作 車	特 殊 災 害 対 応 車	大 型 除 染 シ ス テ ム 搭 載 車	化 学 車	水 槽 車	支 援 車	災 害 対 応 多 目 的 車	緊 急 資 機 材 搬 送 車	火 災 調 査 車	司 令 車	指 揮 車	軽 消 防 車	高 規 格 救 急 車		広 報 査 察 車	連 絡 給 付 車	燃 料 補 給 車	後 方 支 援 車
合 計		15	11	5	6	1	1	1	1	1	1	3	1	7	5	19	30	11	16	1	1	138	
消防局	総務課																				2		2
	管理部																				2		2
	予防課												1								1		2
	指導課																	2					2
	警防課										1	1			1								3
	情報司令課																		1				1
	救急課																				1		1
小 計		0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	3	6	0	0	13	
中央署	本署	1		1	1	1		1						1	1	1	2	2	1			13	
	南熊本庁舎																1	1				2	
	出水出張所	1															1	1				3	
	小 計	2	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	3	4	2	1	0	0	18
東署	本署	1	1	1	1		1	1						1	1	1	2	1	1			13	
	託麻出張所		1														1	1				3	
	小山出張所		1															1		1		3	
	小 計	1	3	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	4	1	2	0	0	19
西署	本署	1	1	1	1								1	1	1	1	2	1	2			13	
	池田庁舎																1	1				2	
	田崎出張所	1							1								1	1				4	
	小島出張所	1															1	1				3	
	島崎出張所	1															1	1				3	
	河内出張所	1															1	1				3	
	小 計	5	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	6	7	1	2	0	0	28
南署	本署	1	1	1	1								1	1	1		2	2	1		1	13	
	川尻出張所	1															1	1				3	
	飽田天明出張所		1														1	1				3	
	富合出張所		1														1	1				3	
	城南出張所	1															1	1				3	
	小 計	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	4	6	2	1	0	1	25
北署	本署		1	1	1								1	1	1	1	2	2	1			12	
	清水出張所	1															1	1				3	
	楠出張所		1														1	1				3	
	植木出張所	1	1														1	2				5	
	小 計	2	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	4	6	2	1	0	0	23
益城西原署	本署	1	1		1										1			2		2	1	9	
	西原出張所	1																1		1		3	
	小 計	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	3	1	0	12

(5) 大規模災害対応車両一覧表

番号	車 両 名	配 備 先	車 両 概 要
1	支援車	消 防 局	緊急消防援助隊員が、自給自足するための資機材を積載し、シャワー、トイレ等を備えた緊急車両。
2	災害対応多目的車	消 防 局	災害現場に消防隊員や必要資機材を搬送したり、軽傷者を一度に搬送する緊急車両。
3	小型動力ポンプ付水槽車	田崎出張所	震災時等の消火栓使用不能時に、動く防火水槽として活用できる、飲料水にも使用可能な10tの水を積載した緊急車両。
4	緊急資機材搬送車	南消防署	大量の資機材を搬送するための、クレーン装置を備えた緊急車両。
		西消防署	
5	特別高度工作車	中央消防署	大容量の送風が可能な大型ブローと、水圧と研磨剤により切断するウォーターカッターを装備した緊急車両。
6	特殊災害対応自動車	東消防署	車内に陽圧機能を搭載し、外気の侵入を防いだ分析室を設け、特殊災害（BC災害）に対応する緊急車両。
7	大型除染システム搭載車	東消防署	特殊災害に対応する除染資機材等を備えたコンテナを、積載装置により積替えが可能な緊急車両。
8	重機運搬車	北消防署	重機を運搬するための、クレーン装置を備えた緊急車両。

(6) 交通局

適 用	種 別	用 途	台 数	そ の 他
乗 合 電 車	中 型	〃	54（45編成）	〃

(7) 上下水道局

車 種	内容区分	大小区分	台 数	備 考
小型乗用車	人員	—	1	
普通乗用車	〃	—	1	
普通特殊Wキャブトラック (赤色灯・広報付)	〃	1.25 t	3	(緊急自動車指定)
小型特殊 (赤色灯・広報付)	〃	0.4 t	4	(緊急自動車指定)
小型貨物 (広報付)	〃	0.4 t	4	
小型貨物 箱型バン	〃	0.75 t	3	
漏水調査車	調査	1 t	1	
軽貨物 箱型バン (広報付)	人員	0.2t	17	
軽貨物 箱型バン	〃	0.35 t	46	
軽貨物 トラック	〃	〃	3	
軽乗用車 (広報付)	〃	—	2	
軽乗用車	〃	—	9	
給水車 (赤色灯・広報付)	飲料水	3,400ℓ 2,000ℓ 1,700ℓ	7	(緊急自動車指定)
ダンプ	貨物	3t 普通	5	
Wキャブトラック	〃	小型	2	
清掃車	下水道	〃	4	
普通特殊 バキューム	〃	1.95 t	2	
普通特殊 高圧洗浄車	〃	3t	2	
大型特殊 ショベル	土木	大型特殊	1	
計			117	緊急自動車指定14台

(8) 健康福祉局

自動車所有	救護班輸送	資材輸送	患者収容	備 考
熊本市保健所				病院調査12
市民病院	1		1	